本会正会員の皆様への重要なお知らせ

令和７年度　臨時総会のご案内

公益社団法人　大阪府建築士会

公益法人団体における財務規律等の見直しや透明性の向上、自律的ガバナンスの充実を図るため、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（通称「公益認定法」）」の改正が令和６年5月22日に公布、今年４月１日に施行されました。

今回の法改正で公益認定の基準として外部理事及び監事の設置が義務付けられ、公益法人会計基準等が見直されたため、本会の定款及び規程を今年度内に変更する必要があります。

そこで令和7年度の定時総会（5月28日開催）において第３号議案（公益認定法の改正に伴う定款の変更）を上程しましたが、定款に定める「総正会員の半数以上の定数」を満たさず、審議できませんでした。

【定款第17条2項】定款の変更に関しては、「総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。」

再度、本議案を審議するため、以下のとおり臨時総会を開催しますので、ご出席よろしくお願いします。

◎本臨時総会においては定款の変更の議案があるため、総正会員の1/2以上のご出席（委任を含む）が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

◎ご欠席の場合は裏面の委任状を必ずご返送ください。

日時	令和７年１１月１９日（水）　１４：３０～１５：３０
会場	大阪府建築士会会議室【定員３０名】 （大阪市中央区谷町3-1-17 高田屋大手前ビル5階） TEL：06-6947-1961 地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1-B出口上がってすぐ
第１号議案	公益認定法改正に伴う定款等の変更
第２号議案	令和７年度役員（外部監事）承認の件

▼　上記議案の詳細は、令和7年度の定時総会（5月28日開催）の議案書のP35～P42をご参照ください。右記のＱＲコードからもご覧いただくことができます。

▼　ご出欠は９月３０日（火）までに裏面の「出欠票」もしくは「委任状」にてご回答ください。

令和７年度　臨時総会

出　　欠　　票

公益社団法人　大阪府建築士会

◎本臨時総会においては定款の変更の議案があるため、総正会員の 1/2 以上のご出席（委任を含む）が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

◎ご欠席の場合は下記の委任状を必ずご返送ください。

▼　ご出欠はＱＲコード、メール、専用ＦＡＸのいずれかでご回答ください。

A　右記のＱＲコードの回答フォームよりご返信ください。

B　下欄にご記入のうえ、E-mail（PDF）または専用 FAX でご返信ください。

E-mail　info@aba-osakafu.or.jp

専用 FAX　06 - 6943 - 7255

日付	令和７年　　月　　日	臨時総会	□出席します □欠席のため委任します
フリガナ 氏名	自署でご記入をお願いします		

委　　任　　状

私儀正会員＊＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定めて、令和７年度公益社団法人大阪府建築士会の臨時総会における議決権の行使、その他必要な一切の権限を委任します。

＊代理人が記入されていない場合は、議長に委任とさせていただきます。